

小松市一般廃棄物処理計画（令和 7 年度実施計画）

令和 7 年 3 月

小松市

小松市一般廃棄物処理計画（令和7年度実施計画）

- 1 実施期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日
- 2 一般廃棄物の種類 固形状一般廃棄物とする。
- 3 処理区域 小松市全域
- 4 一般廃棄物の発生量（見込み）

種 類	発生量（見込み） t／年	備 考
可燃ごみ	21,228	(R6実績：25,526 t /年)
資源ごみ	5,998	(R6実績：3,783 t /年)
埋立・破碎・大型ごみ	1,820	(R6実績：1,272 t /年)
有害ごみ	44	(R6実績：38 t /年)
合 計	29,090	(R6実績：30,619 t /年)

5 収集、処分の方法

① 一般家庭から排出される一般廃棄物については、次の区分により収集する。

種類	収集形態	収集回数	収集方法	処理方法
可燃ごみ	委託	2回／週	ステーション方式	焼却
プラスチック製 容器包装	委託	1回／週	ステーション方式	資源化
古紙	委託	1回／月	ステーション方式	資源化
空缶	委託	1回／月	ステーション方式	資源化
金物	委託	1回／月	ステーション方式	資源化
破碎ごみ	委託	1回／月	ステーション方式	破碎・焼却・ 埋立・資源化
空びん	委託	1回／月	ステーション方式	資源化
有害ごみ	委託	1回／月	ステーション方式	資源化・埋立
ペットボトル	委託	1回／月	ステーション方式	資源化
埋立ごみ	委託	1回／月	ステーション方式	埋立
大型ごみ	委託	予約制	個別収集	破碎・焼却・ 埋立・資源化

※ 一般廃棄物で、引越しごみ・多量のごみは、排出者がエコロジーパークこまつへ自己搬入

② 収集休止日

- ・ 可燃ごみ 日曜日、1月1日から1月3日
- ・ プラスチック製容器包装 日・月・火・水曜日、12月31日から1月3日
- ・ その他ごみ（資源等） 土・日曜日、4月29日、4月30日、5月29日、5月30日、6月30日、7月29日、7月30日、7月31日、8月15日、9月29日、9月30日、10月29日、10月30日、10月31日、12月29日から1月3日、1月19日から23日、3月30日、3月31日

- ③ 事業活動によって排出された一般廃棄物は、当該排出者自ら処分し、または市長が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託し、処分する。

6 施設概要

① 中間処理施設（1）

名 称	エコロジーパークこまつ クリーンセンター
所在地	小松市大野町信三郎谷1番地
形 式	連続燃焼式焼却炉 ストーカ式
処理能力	110 t／日 （55t／24h×2 炉）
面 積	建築面積：2,940 m ² 延床面積：6,362 m ²
供用年月	平成 30 年 7 月 開設
燃焼ガス冷却設備	自然循環式単胴形ボイラー
排ガス処理施設	バグフィルタ方式、有害ガス除去
余熱利用	衝動抽気復水タービン（定格 1,990kW）

② 中間処理施設（2）

名 称	エコロジーパークこまつ リサイクルセンター
所在地	小松市大野町信三郎谷1番地
処理能力	24.2 t／日 ・ 破砕ごみ系統 16.2 t／日 ・ 空缶系統 2.7 t／日 ・ P E T ボトル系統 1.7 t／日 ・ 容器包装プラスチック系統 3.6 t／日
面 積	建築面積：3,6212 m ² 延床面積：5,667 m ²
供用等年月日	平成 20 年 4 月

③ 最終処分場

名 称	エコロジーパークこまつ 最終処分場
所在地	小松市大野町信三郎谷 1 番地
埋立方式	サンドイッチ方式（管理型）
埋立期間	開始：昭和 57 年 8 月
埋立容量	510,000 m ³ （R5 年 3 月 31 日現在残余埋立容量：171,162 m ³ ）

7 一般廃棄物の発生、排出抑制

○可燃ごみの削減・リサイクル率の向上

①食品ロス削減の推進

- ・ 3 キリ運動（「食材は使いキリ」「料理は食べキリ」「生ごみは水キリ」）の推進・啓発
- ・ フードドライブの推進

②生ごみの減量化・たい肥化の推進

- ・ 生ごみ処理機・コンポスト等購入費補助金制度
- ・ 生ごみ処理機貸出・生ごみ堆肥器具貸出の普及拡大

③リサイクル活動の推進

- ・ 3 バック推進事業
 - 「紙にバック」（古紙類のリサイクル）
 - 「肩にバック」（マイバッグの推進）
 - 「土にバック」（生ごみの資源化）
- ・ リサイクルステーション設置による資源化促進

④意識啓発活動の推進

- ・ ごみ出しマナー説明会の実施
- ・ ごみ出しカレンダー、ごみの分け方・出し方手引き、ごみ分別アプリ・動画の活用
- ・ 廃棄物減量等推進員（リサイクルリーダー）の活動強化

8 一般廃棄物収集運搬業許可

本市のごみの収集運搬は 14 社の許可業者によって行われる予定であり、ごみの排出量を勘案すると、これらの許可業者の保有する車両によって適正に事業系ごみの収集運搬が行われる事から、原則、収集運搬業者の新規許可並びに収集運搬許可車両台数の追加は行わないこととする。